

## 阿賀野市告示第120号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 供用を開始する年月日 令和8年6月1日
- 2 下水を排除する区域  
阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区  
○水原市野山処理分区 堀越中、上中、上中野目、野地城、境新、荒屋  
市野山、七石、牧島の各一部  
阿賀野市公共下水道 安田処理区  
○保田第1処理分区 山本新、片町の各一部  
○保田第2処理分区 中南郷、久保一の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別図のとおり
- 4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 縦覧場所  
阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局
- 6 縦覧期間  
令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）まで  
（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで